

2021(令和3)年度事業報告書

自 2021(令和3)年 4 月 1 日

至 2022(令和4)年 3 月 31 日

1. 会員の状況

(1) 会員の状況

2022(令和4)年3月31日現在の会員の状況は、下表の通りである。

会 員 別		会員数	昨年比	正・特別会員の別(昨年比)	
地方自治体	道県政令市	16	±0	正会員A	
	市	91	-1+1=±0		特別会員A
	町村	110	-2		特別会員B
	小計	217	-2		
社・財団等	社・財団等1	10	0	正会員B	
	社・財団等2	11	0		特別会員A
	社・財団等3	1	0		特別会員B
	小計	22	±0		
民間会社		68	±0		特別会員A
個 人	個人1	1	0	正会員C	
	個人2	14	-1		特別会員C
	小計	15	-1		
計		322	-4+1=-3	27(±0)	295(-3)

入会者1 福井県あわら市

退会者4 青森県おいらせ町、宮城県大和町、福井県鯖江市、個人会員1

(2) 会員の確保策

① 退会会員への再入会の勧誘

雪センターの会員サービスに対して、多くの会員が不満を持ち、会員数の激減が続いた時期があったが、平成24年度から、サービスの向上、充実に努めた結果、会員数の激減には一定の歯止めをかける事が出来た。

会員増加策として、過去に退会した会員に対して、会員サービスが退会当時に比べて格段に向上、充実している事を説明する資料により再入会を勧めている。しかしながら、組織として一度退会を決定した者を再入会させることは非常に難しい。その中で、2021(令和3)年度は、福井県あわら市が再入会した。

② 新たな会員の勧誘と入会

新たな会員確保策として、民間企業あるいは民間企業団体、財団・社団法人等へ、会員サービスの内容を説明して入会の勧誘を行っているが、2021(令和3)年度は、新たな入会者はなかった。

③ 会員の退会

サービスレベルの向上に努め会員の確保を図っているが、2021(令和3)年度は、青森県おいらせ町、宮城県大和町、福井県鯖江市の3市町村会員と個人会員1名が退会した。

2. 理事会・総会の開催

(1) 第22回理事会

第22回理事会は、コロナ禍にある事から、書面による理事会となった。

5月24日、決議事項として、2020(令和2)年度事業報告(案)及び決算書(案)、理事・監事の選任(案)、第8回定時総会の開催(案)について、また報告事項として2021(令和3)年度の職務の執行状況についての提案書等を、理事及び監事に送付し可否を求めた。6月4日までに全員から文書により、同意する旨の意思表示を得たので、当該提案を承認・可決する旨の理事会の決議があったものとみなされ、後日書面によって開催される第8回定時総会に議案として提案する事となった。

(2) 第8回定時総会

第8回定時総会は、書面による総会となった。

6月7日、決議事項として、2020(令和2)年度事業報告(案)及び決算書(案)、理事・監事の選任(案)について、また報告事項として、2021(令和3)年度事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについての提案書等を、正会員全員に送付し可否を求めた。6月22日までに正会員全員から文書により、同意する旨の意思表示を得たので、当該提案を承認・可決する旨の総会の決議があったものとみなされた。

理事・監事については、全員が任期を迎え、以下の理事・監事が選任された。

理事(常勤)	石河 信一(再任)	公益社団法人雪センター理事長
理事(非常勤)	大川戸 貴浩(再任)	一般社団法人北海道開発技術センター 調査第2部長
理事(非常勤)	亀井 督悦(新任)	元国土交通省東北地方整備局 企画部震災対策調整官
理事(非常勤)	堤 盛良(再任)	一般社団法人関東地域づくり協会 地域づくり研究所長
理事(非常勤)	手代木 学(新任)	株式会社高速道路総合技術研究所 総括研究主幹兼基盤整備推進部長
理事(非常勤)	古川 巖水(再任)	元福井県土木部長
理事(非常勤)	山郷 和久(再任)	新潟県土木部参事道路管理課長
(7名)		
監事(非常勤)	飛田 潤一(再任)	一般社団法人北陸地域づくり協会 新潟支所長

理事・監事全員の選任を受けて、書面による臨時理事会を開催し、石河理事が理事長に選任された。

(3) 第23回理事会

第23回理事会は、2021(令和3)年11月5日、東京都中央区公益社団法人「雪センター」で開催された。

決議事項として、公益目的事業基金の取り崩しについて(案)と、入会会員の可否について(案)を、全会一致で原案通り決議された。報告事項として、職務の執行状況についての報告があり、会員へのサービス向上策、事業の拡大策についての説明がなされた。

(4) 第24回理事会

第24回理事会は、書面による理事会となった。

2月18日、2022(令和4)年度事業計画(案)及び収支予算(案)、資金調達及び設備投資の見込み(案)、公益目的事業基金の取り崩し(案)についての提案書等を、理事及び監事に送付し可否を求めた。3月3日までに全員から文書により同意する旨の意思表示を得たので、当該提案を承認・可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

3. 事業内容

雪センターの毎年の事業の実施に当たっては、常に以下の2点に留意している。

- ① 危機的状況にあったセンターが現在存続しているのは、今日まで厳しい環境の中で取組んで来たセンターの自助努力と、関係機関からの支援・協力によるものであるという事を、常に十分認識して事業を実施して行く。
- ② センターは依然として厳しい環境にある事を認識し、社会・経済の著しい変化の中で、センターに課せられた責務、果たすべき役割を明確にして事業を実施して行く。

雪センターは1990(平成2)年に設立され、会員へのサービス提供による会員確保と、受託事業の拡大に努めてきた。その結果1999(平成11)年度には、会員数は1,250、会費収入は1億円、受託額は11億円に達し、収入額の合計が12億円を超えるまでに至った。

当時は収入のほとんどを受託事業収入が占めており、会員確保のための会員サービスよりも受託事業の実施に重点がおかれていた。このため、会員からは会費に見合ったサービスが受けられないとの不満があり、会員の退会が続いていた。これに対して、2度にわたって会費の値下げ(最終的に2割減)を行ったものの、根本的な解決にはなり得ず、退会者の続出には歯止めがかからなかった。これに加えて町村合併により町村会員数が減少し、会費の値下げもあって、会費収入の激減が続いた。

会費収入の激減が続いても、受託事業により多額の収入が確保できていた間は、収支上は特に問題は生じなかった。しかしながら、随意契約により安定していた受託事業に対して厳しい目が向けられ、受託事業を縮小せざるを得ない状況となり、受託事業収入が激減して行った。これに対して、経費の縮減による対応が不十分であったために、収支状況が極度に悪化し、2010(平成22)年度には、約2.2億円の支出に対して、収入が半分の1.0億円しか確保できないという状況に至った。

2011(平成23)年度には、受託事業から完全に撤退したため、収入は366にまでに

減少した会員からの会費収入約3千万円のみとなった。最盛期の1999(平成11)年度には12億円であった総事業収入が、僅か12年で40分の1になったという事である。

このような危機的な状況にある中で、公益法人改革による新たな公益法人への移行の期限が、2年後の2013(平成25)年度末に迫っていた。公益法人への移行には、内閣府の厳しい認定基準があり、公益法人としてふさわしい公益事業を実施している事と、健全な経営状況にある事の2つが必要条件であった。

受託事業から完全撤退した雪センターには、それに代わる新たな事業の実施の見通しも、事業収支改善の見通しも全くつかない状況にあり、公益法人への移行どころか、その存続さえも危ぶまれる消滅寸前の状況にあった。このような状況の中で2012(平成24)年度から、2年後の公益法人移行に向けて、センターの存続をかけた活動が開始された。

新たに実施すべき事業は、公益法人としてふさわしい公益事業であると同時に、会員サービスの向上にも寄与し、これによって会員の減少を食い止め、唯一の収入である会費収入を確保しなければならない。また、新たな事業を始める一方で、支出は会費収入が見込まれる額まで大幅に削減し、健全な経営状況にしなければならない。この両立不可能と思われる2つの条件を、限られた2年間で達成出来るかどうか、雪センターの存亡がかかっていた。

これまでの事業を徹底的に見直し、雪センターの公益性、存在意義と課せられた使命、求められる課題等を明らかにし、その上で会員の求めるサービスは何かについて根本的な検討を行った。この結果、公益法人にふさわしい公益性を持ち、会員サービスの向上となる新たな事業を企画・立案し、実施に移して行った。会員に対しては、サービスの内容、会員のメリットを明らかにして理解を求めた。この結果、長らく続いた会員の減少傾向に、ようやく歯止めをかけ、現状の会費収入(約3,000万円)を今後も確保出来る見通しを付ける事が出来た。

支出の削減については、新たな事業により経費の増大が見込まれる中で、他の法人では到底考えられないような、人員の削減、報酬の減額を含む極限までの経費の縮減、支出の削減を断行した。この結果、2013(平成25)年度には、会費収入(3,000万円)に見合うまでに支出を削減し、健全な経営状況とする事が出来た。

この様にして、公益法人としてふさわしい公益事業を実施している事と、健全な経営状況にある事が認められ、公益法人への移行期限の最終年度である2014(平成26)年度に、公益社団法人に移行する事が出来た。こうして、公益目的事業として認定された「雪に関する調査、情報の提供」、「地方自治体への支援」、「雪に関する会議等への参画」の事業を推進して行く事となった。

積雪寒冷地域においては、気候変動等の自然条件の変化や、少子高齢化・過疎化等の社会・経済状況の変化は著しく、雪対策は多くの深刻な課題に直面し、従来のままでは対応しきれなくなっている。このような状況下で、雪センターに課せられた使命は著しく拡大し、センターの行う公益目的事業の重要性と必要性は格段に増大している。しかしながら、3,000万円に満たない会費収入のみを財源としていたのでは、課せられた使命を果たしていく事は不可能である。

雪センターは公益目的保有財産である「公益目的事業基金」を保有しており、やむを得ない場合には、この基金を取り崩して、公益目的事業を行う事が出来る事になっている。このため、2017(平成29)年度より、基金を取崩す事により、公益目的事業の拡大と推進に努めている。しかしながら、センターを取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

会員数は微減に留まっており、会費収入は現状をほぼ確保できる状況にあるが、更なる会員サービスの向上に努めている。経費の削減については、手を緩めることなく、引き続き継続している。

公益社団法人に移行して8年目となる2021(令和3)年度は、以下の様な事業を実施した。

(1) 雪に関する調査・資料収集・情報提供事業

センターの認定された主要な公益目的事業の1つである「雪に関する調査、情報の提供」として、機関誌の発刊、メール配信、HP等の活用により、情報提供を行っている。

① 機関誌「ゆき」の発刊による情報の提供

機関誌「ゆき」を年4回発刊し、会員に配布している。また、会員以外の国の機関、研究機関、大学等の希望者に対して、購読料を頂いて配布している。

機関誌の編集方針、執筆依頼方法等を常に見直し、内容の大幅な刷新を進め、一層の充実を図っている。気候変動による自然条件や、少子高齢化・過疎化等による社会・経済状況の著しい変化により雪対策は、多くの深刻な問題に直面している。このため毎号において、適切な課題を選定して特集を組んでいる。

機関誌への執筆については、国の関係機関、地方自治体、民間企業・団体、関係法人、研究機関、大学等、多くの方々に御願ひしている。多くの方々の御支援・御協力を得て、機関誌は質・量とも格段に向上しており、雪関係業務の関係者からは必読の書として高い評価を得るに至っている。

本機関誌は創刊以来白黒印刷であったため、各執筆者から提供頂いた写真、地図、図表、グラフ等多くの貴重な資料を十分に活用できない状況にあった。このため、経費の節減に努めている中ではあるが、本年度よりカラー印刷に踏み切った。これにより、執筆者から提供頂いた資料を効果的に読者に提供出来るようになり、各執筆者におかれては、カラー印刷化に伴い、より豊富な資料を作成・提供頂けるようになった。会費、購読料等は変えずに、情報提供サービスを向上することが出来た。

カラー印刷初年度である2021(令和3)年度は、以下の様な特集号を発刊した。

123号(6月発刊) 雪対策の最前線(雪との闘いと克服)

124号(9月発刊) 新たな雪対策への取組み(雪対策を取り巻く環境の変化)

125号(12月発刊) 雪国の安全と安心の確保(事故と災害への対応)

126号(3月発刊) 気候変動と雪対策

機関誌は、毎号会員機関(325)、購読機関その他関係者に配布している。

配布先と配布部数は以下のようになっている。

会 員	年会費	会員数	配布部数	配布部数計	適 用
道府県・政令市	40万円	16	20	320	正会員A
市	8万円	91	4	364	特別会員A
町村	4万円	110	2	220	特別会員B
社・財団等1	24万円	10	12	120	正会員B
社・財団等2	8万円	11	2	22	特別会員A
社・財団等3	4万円	1	2	2	特別会員B
民間会社	8万円	68	2	136	特別会員A
個人	8千円	15	1	15	特別会員C
計				1,199	

購読機関		配布部数	
北海道開発局		5	
東北地方整備局		12	
北陸地方整備局		19	
関東地方整備局		9	
中部地方整備局		3	
近畿地方整備局		7	
中国地方整備局		11	
国立研究所	国総研、土研、防災研	5	
会員追加購読	高速(株) 民間会社	10	
計		81	

執筆者、執筆仲介者、協力者、本省等担当部局

120

合計

1,400部

② メールによる情報提供

雪センターにメールアドレスを登録した会員に対して、業務に必要な情報を、国土交通省その他関係機関の協力も得て、適宜メールにて提供している。情報は、雪関係情報のみならず、会員自治体の運営や、会員民間企業の経営に役立つ総合行政情報、統計情報を加えて3本立てとし、情報の質の向上と量の拡大に努めている。

2021(令和3)年度の提供情報数は、雪関係情報108(昨年度133)、総合行政情報481(501)、統計情報59(57)の計648(691)となっている。

③ 雪センターのホームページによる情報提供

雪センターのホームページを活用し、雪に関する情報を、会員のみならず広く一般にも提供している。2021(令和3)年度は昨年度に引き続き、表示画面を改良するとともに、新たな情報を追加し、提供方法の改良、情報の質の向上を図っている。

A. 雪関係業務情報

雪関係の業務に有用な情報を提供するサービスであり、毎年項目・体系を見直すとともに、新たな情報を追加している。

B. 雪の状況についての情報

積雪深、降雪量、予報・注意報等についての情報を提供しており、利用者がよりの確・効率的に情報が得られるよう検討を続けている。

C. 道路の状況についての情報

道路の状況について地域別、道路種類別に情報提供しており、よりの確、効率的に情報が得られるよう検討を続けている。

④ ホームページによる会員の活動紹介

A. 自治体会員の活動の紹介

自治体会員の行っている、雪国の活性化、雪国の特色を活かした地域の発展の取り組みや活動を一般に幅広く紹介している。自治体会員に、情報の提供を呼びかけるとともに、体系や項目構成の改良について検討を続けている。

B. 企業会員の活動の紹介

民間企業会員の雪国における活動を紹介し、雪対策の担い手である会員企業の地域への貢献を幅広く認識してもらい、社会的評価の向上を図っている。民間企業会員に、情報の登録を呼びかけるとともに、体系や項目構成の改良について検討を続けている。

⑤ 雪関係技術資料の保管配布*

雪センターが関係して作成した雪に関する技術資料を保管するとともに、希望者に配布している。

2021(令和3)年度は、書籍「除雪・防雪ハンドブック」を有料で配布した。

⑥ 除雪・防雪ハンドブックの改訂作業

北陸地方を襲った38豪雪を契機に「道路除雪ハンドブック(昭和42年)」、「防雪工学ハンドブック(昭和40年)」が社団法人日本建設機械化協会より発刊された。2004(平成16)年には、これらが改訂されて、(社)日本建設機械化協会と(社)雪センターにより、「2005除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(防雪編)」が編集・発刊され、現在も除雪作業および防雪対策施設整備に携わる技術者に活用されている。しかしながら、前回発刊から15年以上が経過し、情勢および技術動向等を適切に反映させる必要があるため、改訂に向けての検討作業を関係機関と行っている。

(2) 雪寒地域の地方自治体の活動支援事業

センターの認定された公益目的事業の1つである「積雪寒冷地域の地方自治体への支援事業」として、地方自治体相互が、あるいは地方自治体と他の関係機関とが連携・協力して、雪対策に取り組む活動を支援している。

市町村に対しては、市町村会員の組織である雪対策協議会を通じて、市町村の活動がより効果的に行われるように、支援の強化・拡大を図っている。

道県政令市に対しては、道県政令市会員が各地域で関係機関と連携・協力して行う活動を支援する事業を創設し、積極的な活動を呼びかけている。

① 市町村への活動支援

市町村会員（201）からなる全国的な組織として、全国雪対策連絡協議会があり、その下部組織である道県別の13の雪対策協議会があり、これらの組織の活動を支援している。

A. 全国雪対策連絡協議会の運営

雪センターは全国協議会の事務局としてその運営に当たっている。協議会を通じて会員に情報提供を行うとともに、会員相互の情報交換・意見交換、情報共有を推進し、会員の連携・協力した活動を推進している。

全国雪対策連絡協議会は、毎年2回、次年度の予算編成に関して、国の関係機関に要望活動を行っている。事務局として要望書を作成するとともに、要望活動が効果的に行われるように関係機関との調整を行っている。要望活動の成果は、国の補助、支援の拡大や新たな施策の実現となって現れている。

(i) 要望書の作成

次年度の予算編成に係る雪対策促進の要望書の作成に当たっては、雪センターが、前回の要望書を見直した素案を各協議会に示し、これに対して各協議会から提出された意見・要望を集約・編集して要望書の原案を作成している。この原案を再度各協議会に示して確認を取るとともに、要望先である国の関係機関と事前の調整を図っている。こうして作成された要望書案が全国協議会の総会に提出され、要望書として決議され、その要望書を携えて要望活動が行われている。

2021(令和3)年度においては、6月17日に事務局作成の素案を各協議会に示して、7月2日までに意見・要望を提出するように求めた。提出された意見・要望を集約するとともに、国の関係機関とも調整した要望書(案)を、7月26日に各協議会提示して了解を求め、8月2日に要望書が確定した。

(ii) 役員会および総会

役員会は、毎年7月に開催される全国雪対策連絡協議会の定期総会に先立って開催され、総会での報告事項、提出議題等について事前に審議している。

定期総会については、会員に対して協議会活動の実態と重要性に関する情報を提供し、活動への積極的な参加を呼びかけている。

総会では議事に先立ち、国土交通省関係部局の来賓から、最近の情勢についての情報提供や説明を頂いているが、これが非常に有益であるという会員の評価を得ている。総会では、会員相互の意見交換・情報交換を行うとともに、協議会の活動方針を討議・決定している。要望書(案)が総会の場で、全会一致で決議され、総会后に要望活動が行われる事になる。

2021(令和3)年度はコロナ禍にあるため、役員会は開催出来なかった。また、第25回定期総会は書面による総会となり、7月15日、報告事項として、2020(令和2)年度の事業報告、決算報告、決議事項として、2021(令和3)年度事業計画(案)、予算(案)、顧問の変更(案)についての文書を送付して回答を求めた。7月28日までに正会員全員から文書により、同意する旨の意思表示を得たので、当該提案を承認・可決する旨の総会の決議があったものとみなされた。

例年の総会で行われていた、会員相互の意見交換・情報交換や、国土交通省関係

部局の来賓からの情報提供の機会を持つ事は残念ながら出来なかった。

要望書については、書面総会となったため、6月17日に各協議会に対して意見の提出を依頼し、提出された意見を基に、事務局が本省関係部局とも協議して作成した要望書案を、7月26日に各協議会に提示し、8月10日に要望書が確定した。

(iii) 夏の要望活動

夏の要望活動は、例年全国雪対策連絡協議会の定期総会終了後に、総会で決議された要望書をもって、会長以下多数の市町村長を始めとする総会参加者一同が、国等の関係機関に対して要望活動を行っている。

要望先である関係機関の幹部に対しては、事前に要望先の窓口担当者と密接な連絡調整を行って、要望の趣旨や参加者等について説明し、要望の日時を設定しているため要望時には、要望者が幹部と直接面談し、要望の内容を説明し、意見交換により効率的・効果的な活動が行われている。

2021(令和3)年度は、書面による総会となったために、例年の様な総会参加者による要望活動が行えない事から、事務局である雪センターが、要望書を関係部局に提出する事になった。8月11日、国土交通大臣はじめ68名宛に要望書を提出した。コロナ禍にあり、例年の様に直接面談して要望内容を説明し関係者の理解を得る事は出来なかったが、今までの活動の実績もあり、要望の趣旨は関係者に理解を頂く事が出来た。

(iv) 秋の要望活動

夏の要望活動に引き続き、秋にも翌年度の予算編成に向けての要望活動を行っている。

2021(令和3)年度は、夏の要望書の内容を見直した事務局作成の素案を10月4日、各協議会に示して、それに対して10月20日までに各協議会から提出された意見・要望に新たな要望事項をも取り入れ、国の関係機関に対しては事前に調整を行って作成した要望書(案)を11月11日に各協議会に提示して11月15日までに了解を得て要望書が確定した。

要望活動も、夏と同じようにコロナ禍にあるため、事務局である雪センターが、要望書を関係部局に提出する事になり、11月26日、国土交通大臣はじめ68名宛に要望書を提出した。コロナ禍にあり、例年の様に直接面談して要望内容を説明し関係者の理解を得る事は出来なかったが、今までの活動の実績もあり、要望の趣旨は関係者に理解を頂く事が出来た。

(v) 豪雪に対する緊急要望活動等の実施

例年に比べて降雪量が多く、各地において大きな混乱が生じている年度においては、国の支援を求める緊急の要望活動を行っている。昨年に引き続き、2021(令和3)年度も、各地で記録的な豪雪に見舞われたため、各自治体が個別に行う要望活動とは別に、全国雪対策連絡協議会としての緊急要望を行う事となった。

1月19日に、事務局作成の素案を各協議会に示して、意見・要望と状況説明資料の提出を求め、1月25日までに各協議会から提出された資料等を基に事務局で要望書を作成した。

要望書の提出については、コロナ禍にある事から、全国雪対策連絡協議会の会長

である小野寺青森市長が、2月2日(水)午前、国土交通省政務官始め幹部にWEBにより要望活動を行った。これと併せて同日午後、雪センターが国土交通省幹部に要望書を提出した。提出に当たっては、地域の実情を説明するとともに、本来であれば市町村長を始めとする多くの市町村幹部が直接御願いに伺うべきところであるという事を申し添えた。

B. 各道県の雪対策協議会活動の支援

(i) 情報提供と情報交換

道県単位で組織されている全国13の雪対策協議会は、会員市町村相互の情報交換、意見交換を行い、連絡・協力体制を整備して、雪対策に取り組んでいる。雪センターは、各協議会の活動状況を把握するとともに、適宜必要な情報を提供し、各協議会の活動が一層有効に行われるように支援している。

各道県の雪対策協議会がそれぞれ開催している総会については、雪センターに来賓としての参加要請がある場合には、極力参加して直接情報提供、意見交換・情報交換を行っている。

2021(令和3)年度においては、コロナ禍にあるため、総会を見合わせる協議会もあり、また総会を行なっても雪センターからの参加を控える事もあった。このため、例年のような各協議会に参加して、直接顔を合わせて意見交換・情報交換をする事は出来なかった。

(ii) 協議会の定常活動に対する支援金の配布

各協議会で行われている定常的な活動に対して、支援金を配布している。支援金は、各協議会の会員数に、活動状況をも加味して決定し、活動がより活発化に、効果的、効率的に行われるように誘導している。

(iii) 協議会の自主的活動に対する支援

定常に行なわれている各協議会の活動とは別に、独自の個別的な活動を実施したいという協議会の意向に添えて、2018(平成30)年度から、各協議会が自主的に計画して実施する事業で、支援が必要と判断するものに対しては、別個に支援金を配布して支援する事としている。事業の一例としては、講演会、研修会、意見交換会等が考えられる。

各協議会に対しては、この事業の趣旨と意義を説明し、積極的に企画し実施するよう誘導している。初年度の2018(平成30)年度には1協議会の活動に対して支援を行ったが、2021(令和3)年度はコロナ禍にあり、このような活動を行う事が難しい環境にあり、該当する支援事業はなかった。

② 道県政令市への活動支援

道県政令市については、市町村の雪対策協議会のような組織がないため、どのような支援を行うかについて検討を進めていた。気候変動や少子高齢化・過疎化等、多くの課題を抱えた雪対策では、地域における国の機関、道県政令市、市町村、その他関係機関の連携・協力した活動が、以前に増して重要になってきている。地域における連携・協力活動において中心的な役割を担っているのが道県政令市である。

このため、各地域内(道内・県内等)において道県政令市が中心となって、関係機

関と連携・協力体制を確立・強化するために行う活動を支援する事としている。例えば、道県政令市が中心となって企画し、関係機関に参加を呼び掛けて行う情報交換会、調整会議、セミナーや、雪対策の事前説明会・事後報告会等が考えられる。どのような活動をするかは道県政令市の自主性に任せるものとし、各道県政令市が企画・立案し、実施するものを雪センターが支援する事としている。

2019(令和元)年度にこの支援事業を創設し、道県政令市を始め、地方整備局・開発局等に事業の趣旨を説明し、参加と協力を呼びかけている。6月には北海道庁・札幌市が中心となり、関係機関と協力した「北海道における克雪に関する意見交換会」が開催され、非常に有意義な意見交換会として評価されている。2020(令和2)年度は、福井県が中心となり、関係機関と協力した「福井みちゆき講習会」が開催された。

2021(令和3)年度も、この事業についての参加を道県政令市に呼び掛けた。この結果、新潟県が中心となり、関係機関と協力して10月に「除雪の達人選手権」さらに12月には「大雪シンポジウム」を開催し、雪センターとしてこれらの活動に要した費用について、支援金を配布して支援した。

コロナ禍にある事から、残念ながらこのような行事の開催が難しく、少なくなっている。

③ 積雪寒冷地の民間企業の活動への支援

会員に対しては、機関誌、メール、HPによって情報提供をしているが、民間企業会員に対しても十分に配慮して、必要と思われる情報を収集・提供し、民間企業会員の活動を支援している。

機関誌「ゆき」では、民間企業会員に対して、執筆への協力を積極的に呼びかけており、毎号執筆の依頼に応じてもらっている。民間企業会員から貴重な情報を提供して貰う事により、民間企業の抱える課題、積雪寒冷地域の生活を支える地域への貢献等の実態を幅広く理解して貰う事が出来、建設業界の社会的地位の向上を図る事も出来る。

各道県の建設業協会と雪センターとの関係は、2019(令和元)年度に、機関誌で2号に渡り担い手問題を取り上げた事を契機として、協会との結び付けを強め、民間企業の活動支援に積極的に取り組んで行く事としている。

(3) 雪関連会議等への参画事業

雪国の地域づくりや雪に関する調査・研究等に関して、国、道府県、市町村及び関係団体等が様々な活動を行っている。雪センターは、主催者の一員として、或いは後援者、参加者としてこれらの活動に積極的に協力し支援を行っている。

2021(令和3)年度においても、コロナ禍にあったため、例年行われていた活動が中止されたり、形式が変更になったり、小規模開催になったりした事例があった。

① 雪関係シンポジウム、研究会、国際会議等への参画

A. ゆきみらい

毎年開催地を変えながら催される「ゆきみらい」あるいは「ふゆトピア」は、一昨年度は苫小牧で開催された。昨年度は「ゆきみらい 2021in 白山」として1月に石川

県白山市で開催される予定であった。しかしながら、コロナ禍にあるため延期され2021(令和3)年度に「ゆきみらい 2022in 白山」として、1月に石川県白山市で開催される実施される事となった。雪センターは、国土交通省北陸地方整備局、石川県、白山市等とともに、主催者の一員として、また実行委員会のメンバーとして、開催の準備、企画段階から運営に至るまで深く関与して来た。また発表論文の評価・審査にも当たる事となっていた。しかしながらコロナ禍にあるために、開催方法等について検討がなされた結果、現地での開催からゆきみらいホームページ上での開催に変更する事となった。

B. 北陸雪氷シンポジウム

北海道においてふゆトピアが開催される年に、北陸において開催されている「北陸雪氷シンポジウム」は、一昨年度は11月に長岡市において開催された。昨年と2021(令和3)年度は、ゆきみらいが石川県白山市で開催が予定されていたため、開催されなかった。

C. PIARC(世界道路会議)

雪センターは、PIARC(世界道路会議)の国際冬期道路会議の国内委員会の委員として参画し、会議の開催に向けた準備を行っている。

第16回冬期サービスとレジリエンスに関する世界大会(カルガリー冬期大会)が、2022年2月7日(月)～11日(金)が開催されたが、コロナ禍にある事から、完全バーチャルで行われた。

D. 日本道路会議

日本道路会議には、雪センターは賛助会員として参画している。本会議は、隔年に開催されており、2021(令和3)年度は、第34回日本道路会議として、11月4日から5日に開催された。コロナ禍にあるため、基調講演、パネルディスカッション、論文発表等はオンデマンド配信された。

② 雪関係行事、催しへの参加、後援

雪関係の各機関の行う行事等について、各機関から雪センターに対して、実行委員会への参加、後援等の依頼がある。雪センターとして必要性のあるものについてはこれらに積極的に応じている。2021(令和3)年度に雪センターが参加、後援した事業等は、以下の通りである。

A. 「雪崩防災週間」 主催 国土交通省、都道府県

雪崩防災週間実行委員会の委員として委員会に参加している。2021(令和3)年度の実行委員会は、9月書面による委員会として開催された。雪崩防災週間は、12月1～7日に実施された。

B. 「けんせつフェア北陸」。

隔年で開催されており、雪センターは後援者としてまた実行委員会メンバーとして参画している。本年度は「けんせつフェア北陸 in 新潟 2021」として10月に新潟市で開催され、雪センターとして参加した。

C. 寒地技術シンポジウム 主催: (一社)北海道開発技術センター

第37回寒地技術シンポジウムは、2021(令和3)年11月17～19日に開催され、雪

センターは後援者となった。

D. 雪シンポジウム 主催 日本雪工学会上信越支部 新潟県市町村

日本雪工学会上信越支部と新潟県内市町村が主催しており、雪センターが後援者となっている。

2019(令和元)年11月に津南町で雪シンポジウムin津南として行われたが、昨年度は中止となり、本年度は第36回 雪シンポジウムin五泉として、2021(令和3)年11月10日に開催された。

E. 利雪・遊雪・克雪フェア 主催: 小千谷市

毎年開催されているが、昨年と2021(令和3)年度は開催されなかった。

F. 雪のデザイン賞 作品コンペ・記念特別展「雪・それぞれの想い」

加賀市 中谷宇吉郎 雪の科学館 作品展

昨年、今年とも開催されていない

G. 雪に強いまちづくりシンポジウム 主催 長岡市

平成30年12月2日(日)に開催されたが、その後開催されていない。

H. 都市防災セミナー 主催 新潟工科大学

2019(令和元)年8月に開催され、特別講演会と体験型施設見学が行われたが、その後開催されていない。

(4). 事業実施における関係機関への支援・協力依頼

雪センターが存続し、課せられた公益事業を実施して行くに当たっては、多くの関係機関の支援や協力を必要としている。このため日頃からセンターの置かれた状況と事業の実施状況を説明して理解を得るとともに、必要とする支援や協力を、具体的な内容を示してお願いし、支援・協力を得る事が必要不可欠である。

① 本省関係部局への支援・協力依頼

センターの情報提供事業については、雪センター自らも情報収集に努めているが、本省関係部局からも、会員にとって有効な情報をセンターに提供頂くよう、支援・協力を依頼している。

機関誌ゆきに対しては、特集号に関する課題に限定せずに、所管分野について執筆を御願いし、情報提供頂く様依頼しており、積極的に対応して貰っている。

市町村会員の組織である全国雪対策連絡協議会の要望活動については、要望書の作成に当たっての事前の指導や調整を御願いしている。また、市町村代表者による本省幹部に対する要望書の趣旨説明と提出に当たっては、直接面談して説明できる場を設定して頂く様お願いし、対応して頂いている。今年度は、コロナ禍にあるため、市町村代表者による要望活動は行われなかった。

② 地方整備局への支援・協力依頼

各整備局に対しては、機会を作って幹部及び担当者に面談して、雪センターの置かれた状況、今後の運営方針、会員サービスの内容について説明している。また、情報の提供、機関誌ゆきへの執筆について日頃の協力の御礼と、今後のお願いをしている。

地方自治体・民間企業会員に対して、センターのサービスのPR、入会勧誘、自治体への支援事業の推進等、会員確保に協力頂くようお願いしている。

本年度はコロナ禍にあり、遠隔地への外出の機会が激減したため、理事・監事の助けも借りているが、例年の様な活動が出来なかった。

③ 会員への協力・支援依頼

A 地方自治体

会員である道県、雪対策協議会の事務局市町の幾つかについては、機会を作って訪れて直接県市町村の幹部へ、センターの状況、会員サービスの内容について説明している。また、機関誌ゆきへの執筆、個別・自主的活動支援事業への参加についてお願いしている。本年度はコロナ禍にあり、遠隔地への外出の機会が激減したため、理事・監事の助けも借りているが、例年の様な活動が出来なかった。

B 社団・財団法人等

各団体の総会等に積極的に参加して、その機会にセンターの状況説明、協力要請等を行っているが、本年度はこれらの機会がないため、十分な活動が出来なかった。

4. 附属明細書

2021(令和3)事業報告において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書に該当する補足すべき重要事項はない。